

#### 第一条（目的）

この規約は一般社団法人アクセスリーディング協会(以下「協会」)の事務局における業務および運営を円滑に行うことを目的とする

#### 第二条（定義）

本規約でいう事務局とは、協会の運営委員会の中にある組織のことである

#### 第三条（事務局員の選任基準）

- (1) 協会全体を見て主体的に動ける人であること
- (2) 協会、または協会に関わる人々を陰で支えることを喜びとできる人
- (3) 丁寧な責任を持って正確に物事を進めることができる人
- (4) Word, Excel 等の PC スキル、会計管理、総務などの知識・経験がある人  
また、それらに関心があり学ぶ意欲がある人
- (5) 即時対応ができる人（特に事務局長・副局長）
- (6) 事務局長・副局長の選任は立候補・推薦にて候補者を出し、代表理事が任命する
- (7) 事務局長・副局長を推薦する権利は運営委員全員が有する

#### 第四条（退任および任期）

- (1) 退任・資格喪失・辞任勧告・解任・資格喪失については運営委員規定に基づく
- (2) 任期は4月～翌年3月までの1年とする
- (3) 任期中の途中退任は、特別な理由がない限りできないものとする  
退任を希望する場合、事務局長・副局長に相談、承諾を得たのち、退任できるものとする

#### 第五条（事務局員の責務）

- (1) 協会の方針及び事務局長の指示に基づき、業務を計画的に遂行すること
- (2) 職制に定める職責を十分に自覚し、責任をもって仕事に当たること
- (3) 各プロジェクトの進捗状況の確認と他部門との連絡を密にする
- (4) 担当する業務、協会の発展、会員が円滑に活動できる環境の整備、事務局員全員との和の醸成に務めること
- (5) 常に事務局員同士とも、会員全員に対しても心を重ね続ける
- (6) リーディングの普及のため、会員が円滑に活動、研究に専念できる環境を整え、協会全体をサポートすることを理事会、運営委員と協力して行う
- (7) 報・連・相を密に行う

#### 第六条（機密の保持）

事務局員は事務局の機密を保持し、事務局の不名誉・不利益になる言動をしてはならない

2019年2月1日

#### 第七条（議事）

- (1) 事務局の会議に付議された事項は、議決に加わる事務局員の過半数が出席し、その3分の2をもって決する
- (2) 事務局の会議に欠席する場合は、三日前までに事務局長へ連絡をする。緊急の場合は、極力早く事務局長へ連絡すること。また、アジェンダに記載されている事項について指定期限までに意見の記入を済ませること。この事前記入をもって、議決権行使（出席と同等）とする
- (3) 無断欠席した場合は議決権を失効する

#### 第八条（製作物に関する権利）

- (1) 協会内で製作される製作物すべてに関する著作権等の一切の権利は、協会に帰属する
- (2) 製作に関わった会員も将来にわたり著作権人格権を行使することはできない

#### 第九条（禁止事項）

事務局員は職務上の地位を利用して自己の為にと取引をなし、手数料、リベート等を收受してはならない

#### 第十条（個人的利益の返還）

事務局員が職務に関し、不正不当な個人的な利益を得た場合、その利益（金銭にあってはその金額、物品にあっては時価評価額）を返還させるものとする

#### 第十一条（損害賠償）

- (1) 事務局員が故意または過失によって、事務局に損害を発生させた場合には、当該事務局員にその損害の全部、又は一部を賠償させるものとする
- (2) 事務局員が、この規約に違反する行為をして事務局に損害を与えた場合も同様とする

#### 第十二条（改正）

本規約の改正は、事務局の会議の議決を経なければならない

#### 附則

この規約は、2019年4月1日から施行する